

● 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（令和7年4月1日～）

区 分			手数料（円）		
評価する部分及び基準		床面積の合計（A）	適合証なし	適合証あり	
住宅部分	戸建住宅等	標準計算	$A < 200 \text{ m}^2$	35,000	5,000
			$200 \text{ m}^2 \leq A$	40,000	5,000
		仕様基準	$A < 200 \text{ m}^2$	18,000	5,000
			$200 \text{ m}^2 \leq A$	19,000	5,000
	仕様・計算併用	$A < 200 \text{ m}^2$	26,000	5,000	
		$200 \text{ m}^2 \leq A$	29,000	5,000	
	共同住宅等	標準計算	$A < 300 \text{ m}^2$	71,000	10,000
			$300 \text{ m}^2 = A$	119,000	21,000
		仕様基準	$A < 300 \text{ m}^2$	34,000	10,000
			$300 \text{ m}^2 = A$	59,000	21,000
仕様・計算併用		$A < 300 \text{ m}^2$	53,000	10,000	
		$300 \text{ m}^2 = A$	89,000	21,000	
非住宅部分 （工場等（※2） を除く）	標準入力法	$A < 300 \text{ m}^2$	235,000	10,000	
		$300 \text{ m}^2 = A$	295,000	17,000	
	モデル建物法	$A < 300 \text{ m}^2$	90,000	10,000	
		$300 \text{ m}^2 = A$	115,000	17,000	
非住宅部分 （工場等（※2））	標準入力法	$A < 300 \text{ m}^2$	24,000	10,000	
		$300 \text{ m}^2 = A$	32,000	17,000	
	モデル建物法	$A < 300 \text{ m}^2$	20,000	10,000	
		$300 \text{ m}^2 = A$	27,000	17,000	
住宅・非住宅複合建築物		住宅・非住宅 合算			

※1 床面積：住宅部分の共用部を評価に算入しない場合は、床面積から共用部の床面積を除き、額を算定する。

※2 工場等：工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場などの用途に供する部分

- ・ 認定申請は1棟ごとになります。（複数棟の合計の床面積に対応した手数料ではありません。）
- ・ 認定申請に併せて建築基準関係規定の適合審査を併せて申請する場合は、確認申請手数料を加算した額になります。

(1) 計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料

認定を受けた計画の変更をする場合の手数料の額は、岩手県建築基準法施行条例第11条第2項第2号の規定により算定した床面積を上記表にあてはめ算定した額になります。

【岩手県建築基準法施行条例第11条第2項第2号】

- ・ 当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2
- ・ 床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積